

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和6年2月26日

住 所 大阪市住之江区新北島三丁目6番45号

氏 名 木材開発株式会社
代表取締役 正田 博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日	令和6年2月26日	許可番号	第082-R05-002号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くず又はがれき類の破碎施設 紙くず、木くず、繊維くず 紙くずについては木くずに付着したものに限る。 繊維くずについては廃畳に限る。 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。 以上3種類		
設置場所	大阪府泉大津市夕風町13番4		
処理能力	木くず又はがれき類の破碎施設(木くず) 480t/日(24時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		